

高砂市災害時ストーマ用装具保管要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に避難所等で使用するストーマ用装具を市で保管することを希望する者(以下「保管希望者」という。)から市がストーマ用装具を預かり、保管することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱によるストーマ用装具の保管の対象となる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、人工肛門又は人工膀胱を造設している保管希望者とする。

(対象物)

第3条 この要綱により市が保管するストーマ用装具は、1週間分程度の蓄便袋及び蓄尿袋並びにこれらに附属する衛生用品とする。

(保管の依頼)

第4条 市長は、保管希望者に対し、災害時ストーマ用装具保管依頼書(様式第1号)を、前条に規定するストーマ用装具のうち市で保管することを希望するものとともに提出させるものとする。

2 前項の場合において、市長は、保管希望者に対し、ファスナー(ジッパー)等で密閉可能なA4サイズまでのビニール製の袋に1つにまとめて収納した状態で、保管を希望するストーマ用装具を提出させるものとする。

(保管期間及び廃棄)

第5条 前条第1項の規定により保管依頼のあったストーマ用装具の保管期間は、災害用ストーマ用装具保管依頼書の提出のあった日の翌月から起算して直近の9月30日までとする。

2 市長は、前項に規定する保管期間を超えたストーマ用装具については、これを廃棄するものとする。この場合においては、あらかじめ、当該ストーマ用装具の保管を依頼した保管希望者の同意を得ておかななければならない。

(保管の再依頼)

第6条 市長は、現にストーマ用装具の保管を依頼している保管希望者が再度保管を希望するときは、前条第1項に規定する保管期間内の9月1日以降に当該保管希望者の依頼を受けた後、新たなストーマ用装具に入替えを行うものとする。この場合における当該依頼の手続については、第4条の規定を準用する。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(保管台帳)

第7条 市長は、第4条及び前条の規定によりストーマ用装具を保管したときは、災害時ストーマ用装具保管台帳(様式第2号)を整備しなければならない。

(災害時の対応)

第8条 市長は、災害が発生したときは、ストーマ用装具を保管している保管希望者からの申出により、保管しているストーマ用装具の引渡しを行う。

2 市長は、前項の規定により保管しているスチーム用装具の引渡しを行うときは、保管希望者又はその代理人であることを証明できるものを提示させるものとする。ただし、市長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。